

特定保健指導

健保組合は、前述の『高齢者の医療の確保に関する法律』により実施した健診結果をもとに、「特定保健指導」と呼ぶ事後措置を計画的に実施することになっています。

「特定保健指導」は、運動不足や不適切な食生活、喫煙などの生活習慣が引き金となって起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病予防のために生活習慣改善を図るよう、専門職(医師や保健師、管理栄養士)による介入を行うプログラムです。

ムラタ健保では、いくつかの外部委託業者に「特定保健指導」を委託して実施しています。一定の判定基準(次頁参照)を超えた対象者には、個別に案内をさせていただき、費用は全額ムラタ健保が負担して指導を受けていただけます。

各個人に合った取り組みやすい目標を設定、生活習慣の改善をはかります。あなたが、10年後、20年後、30年後もずっと健康で元気にいられるようにサポートする取り組みです。

